

2016年10月1日(土)

ポスト冷戦研究会報告レジュメ

論題 日本における基柢・基盤の基礎フレームと農山村

根津基和(東京農業大学地域環境科学部森林総合科学科)

はじめに

日本農業の根本問題に接するため、山田盛太郎と保志恂に着目する(山田・保志理論とする)。山田・保志理論を軸に、戦前と戦後とを対比する。すると戦前の基柢と農村解体、戦後の基盤と農業解体・農村解体という類似したパターンが析出される。これに戦後農民層分解論論争が加わるのでこれを再検討する。農地改革後、零細私的土地所有に終わったのか機械化一貫体系で発展したのか。この問いが、株式会社の農業への参入という形で結論づけられ、TPPで総括されようとしている。

戦後日本の再生産構造の確立が農業解体の発端であり、再生産構造の分解(冷戦体制の終焉、生産拠点のアジア化)が農村解体の要因となり、解体がより深化している。山間部では、薪炭林業解体→拡大造林→木材輸入競争による林業解体・山村解体という状況となる。

1990年以後の国民経済解体期は、農林業所得の分解も含まれる。そうであるとするならば、国民経済再生には農山村・農林業の再生も欠かすことはできない。

I. 分析視角

【山田・保志理論】

農業分析、特に農民層分解については農業のみならず農外産業との関係が重要な意味を持つ。そこで必要となる見方がマルクス『資本論』における再生産表式となる。再生産表式の確立からして歴史的問題を含む(封建制から資本主義へ、農業から工業への発展)。再生産表式の具体化が軸となっていること。軍需品転化式、軍需品生産上の固定資本拡張が再生産軌道を超えるという表現。次に各国資本主義の型。型の表現には各国土地改革の比較がなされている。「小農範疇の検討」(農業で家族を養うに足る条件。ナポレオンの観念、副業養蚕・兼業農業、型の編制、型の段階、型の分解)。土地所有(半封建的半農奴制的土地所有・零細私的土地所有、小作料)。

保志恂が掲げる三位一体的考察(①再生産構造論、②地代論、③農法論)。最劣等地から耕境外化へ(耕作放棄地の問題)、農法の退行的発展(限界原理で動く農業から平均原理で動く農業へ、機械化・化学化での発展と超輪栽式農法)。

【農民層分解論論争】

高度経済成長期に盛んに議論された。2つの対抗軸→①戦後再生産構造確立の下での農業の広範な分解=農業解体。②機械化一貫体系の確立で家族的経営が成立する。この論争は

農業経済・農業問題研究分野で活発化。林業経済や山村問題の研究にも影響。

【再構成の課題】

労働力群陶冶集成線の形成。土地国有化。全人民的土地所有。全人類的土地所有。
土地を農地と解釈するにとどまらず、土地を地球(自然)の一部とみなす。物質代謝と攪乱。

※基礎フレームの理解

※農民層分解論論争の焦点

※農林業再生産過程の分析

※再構成の課題

II. 基礎フレームの理解

(1) 経済表・再生産表式・その具体化

再生産表式は、経済循環を描いたケネー『経済表』(1767年)を参考に、マルクスが1868年に「再生産表式」として完成させた。山田盛太郎は、「再生産表式」と「地代論」確立の真意を調べ、両者の確立が、マルクスが著した『経済学批判』次元から『資本論』への発展の根柢であるとした。

『経済表』から「再生産表式」への脱化は、封建制から資本主義へ(農業生産から工業生産を中核とする時代へ)の揚棄を意味した。マルクスが最初に描いた「経済表」は、地代・利子が含まれていたが、「再生産表式」は、地代・利子が除かれ剰余価値[m]のみで純化された。『資本論』1・2巻では、資本主義的生産を表現する。封建的要素がからむ地代の問題は『資本論』3巻に分立されることになる。工業と農業は異なるエピソードを持つ。こうした理論・歴史的な分立を一つの経済構成体として現実から把握する場合、それらの立体的組み立てが必要となる。

他方で、揚棄されたケネー『経済表』であるが、経済循環と物質代謝が一致して結ばれる。そのことから異なる次元で『経済表』は評価される。資本主義的生産において物質代謝は攪乱される。資本制的農業においては自然と人との物質代謝が阻害される。

(2) 日本資本主義の戦前・戦後対比

『分析』の冒頭に各国資本主義の型が示されている。イギリス、フランス、ドイツ、ロシア、アメリカ、日本というような序列がある。この序列に各国土地改革・農民問題が含まれる。『分析』第一篇のナポレオンの観念も農民問題の重要部分といえる。体制を支持する土台が、小農以上であることが必須である。しかし、日本は小農未満である。その不足部分を副業である養蚕が補う(戦後は兼業労働)。

戦前は「軍事機構=鍵産業」が最優先される産業編制となる。その下で、脆弱なII部門が形成され、輸出型繊維産業の型が編制される。その輸出型繊維産業を支えたのが農家副業養蚕である。そうした繊維産業の型が1920年「一般的危機」以後に分解する。奢侈品対米輸出が崩れる。1930年に「農村解体」となる。それらの基柢が、半封建的土地所有制=半

農奴制的零細農耕であり、地租改正を発端としている。

戦後はアメリカ軍産複合体の存在が重要となる。冷戦体制における核の傘の下で、戦後再生産構造は1部門内部旋回を遂げ重化学工業が確立する。確立した重化学工業が輸出型に切り替わる。その下で農家は兼業労働に基づく収入を主として維持される。しかしながら1955-1960年における農業第2階梯において、「農業解体」となる。1970年基準において「農業解体」は深化する。冷戦体制終局となると、ME化・生産拠点のアジア化が行われる。農家兼業部分が崩壊し1985年において「農村解体」に至る。冷戦体制の終焉は日本産業を優先的に温存する意味がなくなる。同時に1990年においてバブルが崩壊する。終身雇用終焉となり、非正規雇用、低賃金の問題が顕著となる。「農村解体」は深化したと推測される。冷戦体制下において農村を保守的体制に支えてきた基盤＝特殊戦後の冷戦ボナパルティズムは分解したといえる。農地法改正とTPP推進論が分解過程を象徴する。それらの土台となるのが没歴史的・没段階的矛盾＝いっそう小粒化された零細農耕（零細私的土地所有）であり農地改革を発端としている。

(3)土地改革の比較

652-742年「班田法」、723年「荘園制」、1186年「鎌倉府租法」、1582年「太閤検地」、1594年「文禄田租法」、1686年「貞享田租法」、1873年「地租改正」、1945・1946年「農地改革」（自作農創設特別措置法）という、政治的変革の基礎である土地所有の変革を考える。例えば1804年「ナポレオン法典」は、1873年「地租改正」（半封建制）、1945・1946年「農地改革」（零細私的土地所有）と対比される。ナポレオン法典と農地改革とでは1世紀半の開きがある。その1世紀半遅れて封建制が除去。なお、1648年「クロムウェル革命」の時期に日本では純粹封建制が定まる。農地改革は、農民主体ではなく敗戦後民主化の過程によるもの。そこに小農の範疇の検討の余地がのこされる（もしくは小農に満たない零細農耕で生じる不足分を補うことができるかが焦点となる）。

それでも小農範疇をめぐる論争がなされた。小農範疇の発展の余地については、論争の焦点に着目して絶えず検討を試みておく必要がある。

※戦前：地租＋地代＋兵力

※戦後：集票母体

※冷戦後：耕作放棄

II. 農民層分解論論争の焦点

(1)戦時小農範疇論

第2次世界大戦中、小農を論じたのは山田盛太郎である。『分析』は「小農範疇は成立の余地なき」としていたが、1941年時点で「日本農業においては、農民中堅層は強靱」とした。この山田の見解に影響を受けたのが栗原百寿『日本農業の基礎構造』1943年であり、小農化（中農標準化）傾向を見いだした。これが小農範疇の論拠となる。綿谷尠夫はそこに農業生産力の進展を描いた。

(2)戦後小農範疇論

高度経済成長が本格化すると、両極分解傾向となる。分解傾向のデータから読めば、落層化が圧倒する、偏倚二極化した両極分解といえる。「農業解体」という見解に対局する見解も現れる。家族経営は上層に押し上げられるとした見解である。伊藤喜雄の「新しい上層農の特質」や「借地制農業」がそれである。ライスセンターなどの新型施設、中型トラクター、1971年以後の田植機普及等、一貫した新型技術体系が確立することで、大規模耕作が家族経営で実現できると示唆した。こうした農家とその組織化が農業生産力を担うとし、梶井功は「小企業農」と呼んだ。

しかし、こうした近代的家族経営の強さのみを強調できない。それは梶井「解題」においても明かで、小企業農を出口とするのに磯辺俊彦の視点を踏まえ、組織化・集団化の観点から補完した。これは、組織化・集団化を抜きにして「小農」が成立しにくいことを別の形でいっている。

時代背景としては、宇佐美繁がいうように「米生産が国内自給を前提とし、しかも低価格供給が体制的に要求される限り、稲作上層農家の全面的な解体はあり得ない」のも事実で、「農業解体」を抑止するともいえた。安藤光義は宇佐美に着目し「農業解体は今や誰が見ても明らか」とした。それは1995年以降WTO体制という現実が解体的状況を裏付けしたことによるものであった。

補足：所得補償

早期から「V範疇」確保に基づく保障・保証が必要であるとしたのが田代洋一であった。1990年代になると『日本農業の中山間地帯問題』を著した小田切徳美が着目され、矢口芳生とともに日本型デカップリングを論じるうえでの基礎を築いた。中山間地域等直接支払制度（1999年）がそれである。品目横断的経営安定対策（2007年）、農業者戸別所得補償制度（2010年）、経営所得安定対策（2013年）もその発想の延長上にある。

(3)林業分野農民層分解論

林業は土地改革（林野開放）を経由しておらず、同じ農民問題でも農業とは質を異にした。戦後も半封建制などの議論になり、いぶかしいところとなった。後に半封建制で説明できなくなっていく。変化は高度経済成長期の発端で生じる。1950年代の薪炭材から石油・ガスへの代替への変換と、1961年からの木材輸入の本格化がそれであり、山田が認識した農業解体の時期と重なる。

林業において小農範疇が成立するという系譜に立つのが船越昭治「家族経営的林業の歴史的評価」である。封建制を打ち破る「トレーガー」としての林家を強調したものであり、農地改革後の農地所有と林野所有（これは解放されていない）を分割地的土地所有として評価している。農地改革は零細な脆弱性をあわせもち、そこを農民的林野所有で補完する意味で「小農」が着目される。なお、紙野伸二が船越と相互補完的ともいえる「農林複合経営」をいう。また、興梠克久は「機械化」と「農林複合経営」とで、林業における生産力的担当層＝「担い手」林家が成立するとした。これは、1990年代の耳川流域林業から、小型林業

機械を装備した「林業＋椎茸＋和牛」のような複合経営が実態的に見いだされたことを根拠としている。そうした林家をトレーガー＝「担い手」林家としている。農民層分解の現代的意義は「担い手」検出であるとした。

林業経済学領域では赤羽武が解体を捉えた。これは農民問題としての薪炭林業の解体である。後に黒瀧秀久が「林業解体」を提起し、育成林業を含めた日本林業の停滞を冷徹に捉えた。林業解体の根拠は「1995年にスギを造林投資した場合の利回り相当率の低下＝ゼロ」となったこととする。そうした状況では、封建的大山林所有であっても支配的ウクライドとはなり得ないとした。

農家林業の解体的状況を察知したのが、野口俊邦である。1980年代後半の長野からの工場撤退・中小企業の倒産を捉え、「生存権的土地所有」を提起している。三木敦朗・野口俊邦は、伊那市の事例については林家に対する特別の支援（おそらく所得補償と解せよう）について述べ、根羽村においては間伐補助金の有効性を述べた。

農民層分解論にのみに基づくのではないが、大野晃は奥地山村の瓦解を「限界集落」の問題として世に問うている。それと類似した視点で山村分析をしているのが佐藤宣子である。佐藤は山村問題研究のなかから山村コミュニティーの再編を述べている。

(4) 零細農耕（零細私的土地所有）と小農範疇

基柢・基盤を貫く要素は零細農耕（零細私的土地所有）である。もともと小農に相当する規模に満たない。小農未満ということになる。犬牙錯綜で分散な農地を突破して小農が成立するには条件が必要となる。①機械化一貫体系で耕作地面積を増やす。②農林複合経営というように農地のみならず林地の利用を含めて考える。ここに補完の重要性があるかに思われる。それと同時に限界もある。

Ⅲ. 農林業再生産過程の分析

(1) 各国経営耕地面積対比

農家1戸当り平均耕作面積の内外比較を試みる。

【戦前】日本（1929年 1.06ha）、朝鮮（1.58ha）、中国（1.2ha）、イギリス（1895年 12.3ha、1923年付属地含めて 27.0ha）、アイルランド（2.9ha）、フランス（1892年 4.2ha＝戦前？ 8.7ha）、ドイツ（1907年 5.5ha＝7.5ha）、アメリカ（31.7ha＝58.0ha）、ソビエト（3.6ha）
〔『分析』著作集 pp172-173〕。

【現在】日本（都府県 1.68ha、北海道 24.32ha）、韓国（2013年 1.5ha）、中国（2012年 0.6ha）、ニュージーランド（2013年 251.9ha）、オーストラリア（2012-13年 3076.4ha）、EU-28（14.2ha）、フランス（2010年 53.9ha）、ドイツ（2010年 55.8ha）、イギリス（2010年 90.4ha）、カナダ（2011年 315.0ha）、アメリカ（2012年 175.6ha）〔ポケット農林水産統計、農林業センサス、農業構造動態調査〕。

現段階においても、耕作面積の零細性は明確である。

都府県と北海道との差も明確である（北海道とEUとの近似）。

国外比較における差は明瞭である（農業生産力地帯との差、アジアとの通有性）。

(2)地代推移

地代（小作料・借地料）は減少を続けている。価格・粗収益が低下している。農業地代が減少しているということは、耕境外化していることを意味する。耕境外化すると地代はゼロとなる。地代がゼロとなる。戦前は「絶対地代」による半封建制の問題。戦後は「差額地代」による耕境外化が問題となる。この問題がフロンティア化（耕作放棄地、山林放置、伐採後育成林業からの後退）を誘発する。

(3)農家経済・農業経営

農家経済・農業経営 3 分割表（推移）（規模別）（都府県・北海道）

農業法人 3 分割表（全国）

集落営農 3 分割表（全国）

統計の構成に変更が生じている。農業経営をめぐっては、2010 年頃からは家族労働賃金評価額 [v2] の算定ができないために限界がある。1970 年で農業解体深化、1985 年で農村解体となる。農業利潤（税負担控除）のマイナス深化、農業所得の低下があげられる。兼業化の指標であるプロ化率(2)が高くなること。同時に高齢農家倍率が高くなること。およそ 2000 年には農村解体の深化が起きている。都府県では、5 ha 水準をこえる場合、農業利潤（税負担控除）がプラスになるがその範疇の希少性を考慮しなければならない。都府県と北海道では規模の差違は明瞭である。

農業生産法人（数戸 1 法人）や集落営農であるならば、面積的優位に立つ経営への望みはある。そこに制度補助金が所得を下支えする場合は有効とみなせる。ただし集団化には様々な条件が整って利害関係を乗り越えて一致しなければならない。

(4)林家経済・林業経営

林家経済・林業経営 3 分割表（推移）（規模別）

栽培きのこ統計 3 分割表

1950 年代で薪炭林業が終焉する。薪炭から針葉樹中心の育成林業に切り替わる。1961 年に木材輸入に転換。拡大造林終焉後 1995 年で林業解体、それ以後、解体的な実情が続いていることが分かる。林業利潤 [p] にマイナスが生じ、林家所得 [v2+p] が低下、林業経営費が増加している。山村解体、山村解体の深化が起きているものと考えられる。

複合経営を下支えするのは林産物生産である。その典型がシイタケ原木栽培。そのものが、乾シイタケ（原木）→生シイタケ（原木）→菌床栽培に編制替えする。他のきのこ類も菌床栽培で成立していく（山林から工場へ、やがて大規模化されていく）。

(5)耕作放棄地

農家が存在し耕作放棄された農地がある場合はカウントされる。しかし、農家そのものが消失する場合、耕作放棄地はカウントされなくなる。統計的矛盾点を考慮した場合、2000 年「農業センサス」のデータを考察するものとした。耕作放棄地は東日本型耕作放棄地と西日本型耕作放棄地に分かれる。また、耕作放棄地率は山間農業地域で高く、平場農業地域で

低くなる。耕作放棄地率は関東山間農業地域で特に高いこと。そのことから旧養蚕製糸地帯山間部での耕作放棄が顕著かつ象徴的である。

IV. 再構成の課題

(1) 現段階規定

1985年で「農村解体」となる。1990年でバブル崩壊となり、1991年にソ連が崩壊する。これまで日本経済を安定的に温存するというアメリカ戦略の意図が反転する。三層格差構造が分解し、非正規雇用による格差・貧困が広まる。国民経済解体を伴う「農村解体」という意味で「農村解体」が深化する。2007・2008年の世界的不況、2011年震災。

2003年構造改革特区法で企業の農業参入が開始、2009年に農地法改正となり企業の農業参入が固定化される。経団連は耕作放棄地増加を問題視しつつ、優良農地の確保を宣言する（優等地のみ企業が確保する意図）〈経団連農政問題委員会「農地制度改革に関する見解～食料供給力の強化に向けた農地の確保と有効利用の促進～」2009年〉。2010年にTPP参加が表明される。それ以後、資本の農業参入の立場は論をストップさせている。資本は零細私的土地所有を批判したが、借地ができるというところまで論を進め、資本の農地所有（本質的農地所有権の獲得）を実現しないまま論を止めている。このTPP推進下での資本の側の沈黙は、産業としての農業が将来的に否定されるであろうという予見を指し示すのではないだろうか。耕作放棄、山林放置（伐採後の管理放棄を含む）の状況は、内地（都府県）で顕著であるが、逆転的な意味（資本の意図、TPP推進での将来性）においてフロンティア化している。

(2) 超輪栽式農法批判

畑作30ha水準の北海道農業がTPPを恐れる。耕作能力と耕作可能面積の対抗関係によりすでに敗北は明かであることを意味する。この優越の論理を法則づけているのが「超輪栽式農法」である。保志恂は、再生産構造論＋地代論＋農法論を組み合わせて論理展開している。保志は加用農法論を超訳して「超輪栽式農法」を批判していく。

三圃式農法→穀草式農法→輪栽式農法というように西欧畑作は発展する。三圃式は封建制、穀草式は過渡期、輪栽式は近代農業を象徴する。穀草式では永久放牧地ではなく耕作地内で家畜が飼われることとなり、さらに輪栽式ではマメ科植物の導入により、空気中の窒素を土壌中に固定することにより休閑耕が廃止される。家畜糞尿とマメ科植物導入による地力再生産メカニズムは生産力的裏付けである。また、深耕体系、雑草防除体系が畜力に接続される。封建制で収奪される分に余りある生産能力を農民自らが身につけるいわば内発的発展（イギリス農業革命は全ての社会的変革に先行して行われる）。

その「輪栽式」の型が崩れて「超輪栽式農法」となる。その典型がアメリカ農業。ヨーロッパ式農法とインディアン式農法との合体様式が下地。例えば牛はマメ科植物を食べる。が、トウモロコシは食べない。トウモロコシをサイレージとして牛に食べさせる。トウモロコシは地力そのものを収奪する。その収奪分を補うそれ。畜耕の分離、単作可能、これを可能に

したのが機械・化学肥料・農薬となる。

以上の批判のうえで保志は、「輪栽式農法」を再評価する。輪栽式農法は、「有機栽培」の完成形態である。

【機械化・化学肥料・農薬の延長に、多肥・農薬の下で育つ緑の革命があり、さらにその延長線上に 20 世紀末：遺伝子組換え作物の普及がある。】輪栽式が崩れて退行しているにもかかわらず、生産能力は発展していく。

※TPP を想定した場合、「超輪栽式農法」と「超輪栽式農法」とが対峙する関係となり、面積的な優越法則の下に置かれる。零細私的土地所有を批判し、優等地占有を掲げる資本の論理においても優越法則の下での日本の不利益は明か。資本サイドはその計算を先にして主張をストップさせた。

補足：日本水田稲作は戦後：肥料化学化・農薬化。そのうえにトラクターリゼーションが加わる。本来、畜力→トラクション→トラクターリゼーションの順番。日本の場合は、手耨耕→トラクターリゼーションとなる。畜力、トラクションが中抜けの発展になっている。また、その機械化は生産力の向上と耕作可能面積の上昇を示すものではなかった。水稲作の繁忙期を週末だけに収束させる。その意味において、農村では農業機械が、生活の便利さの象徴となる。その農業機械は農外労働賃金から支出される。零細農耕ゆえに機械が小型であったのと、家族労働の軽減として機械が機能するのと、その小型機械が農外収入で購入可能であったという 3 つの理由がある。1971 年田植機普及は、規模拡大を目指す生産力担当者層となりえる農家ではなく、零細なまま安定的兼業化を目指す農家層にこそ受け入れられていたといえる。その兼業分と農業所得との両面の瓦解が体制基盤の瓦解である。

(3) フロンティア（未開地）領域の公共的借地（案）

日本における零細農耕（零細私的土地所有）の農法的史的土台は、「古代式焼畑農法と、アジア的水田稲作農法と、自由式園芸農法との合体様式」である。あわせて都府県山間農業地域・中間農業地域における耕作放棄地率の高さは統計的に重要である。

資本が優等地とはみなさない領域＝「フロンティア（未開地）化」している土地を率先して耕境内に含み入れること（山林にいたっては、枝打ち、間伐等の管理が必要であることと、「切り逃げ」防止などの保全対策が必要であること）。個・家族・共同体を利用するのではなく、持続させるよう価値補填すること。新規参入、NPO、ボランティアなどの活動も価値補填の範疇に含めること。フロンティア（未開地）領域に働きかける人の営みに賃金[v]水準を補償すること。これらの価値補填の源泉は、剰余価値[m]から行うこと。

公共的土地管理において試みられる農法は、収穫量の最大化を目指さない。物質代謝論的な合理性が追求できる可能性もある（いわゆるケネー『経済表』次元で自然に回帰する物質循環。輪栽式農法での有機栽培の完成形態の実現）。

ゆえに、再生産構造上の矛盾で生じた歪み（物質代謝論的攪乱を含めて）をフロンティア領域において補正する試みが求められてくるのではないだろうか。